

第 223 回統計委員会 議事録

1 日 時 令和 7 年 11 月 27 日 (木) 15:00~16:00

2 場 所 総務省第二庁舎 7 階大会議室及び Web 会議

3 出席者

【委 員】

津谷 典子、西郷 浩、會田 雅人、後藤 玲子、佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、
長谷川 秀司、福田 慎一、二村 真理子、松村 圭一

【幹事等】

総務省統計局長、総務省統計調査部長
内閣府大臣官房政策立案総括審議官、日本銀行調査統計局参事役、
東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長
政策統括官（統計制度担当）：阿南総務省大臣官房審議官
植松統計企画管理官

4 議 事

- (1) 部会の審議状況について
- (2) 国土交通省における統計改革の取組状況について

5 議事録

○津谷委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第223回統計委員会を開催いたします。

本日は、久我委員及び富田委員が御欠席です。

本日の議事は、次第にあるとおり、部会の審議状況の報告などを予定しております。

また、会議の時間を短くするため、事務局による資料の説明は省略させていただきます。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日も事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者などにおかれましては、御発言の際には必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただきますようお願いいたします。また、御質問される方、御回答される方、双方におかれましても、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。スムーズな委員会運営に向け、何とぞ御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○津谷委員長 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、部会の審議状況についてです。

人口・社会統計部会での社会生活基本調査の変更に関する審議状況について、佐藤部会長から御報告をお願いいたします。

○佐藤委員 ありがとうございます。

それでは、「社会生活基本調査の変更」に関する部会での審議状況について報告いたします。

本件については、10月の統計委員会で諮問された後、1回目の部会を11月4日に行いました。

それでは、資料1を御覧ください。

今回申請された変更内容は、資料の「項目」欄に列挙しましたとおり、調査対象世帯数の変更から集計事項の変更まで多岐にわたっておりますが、部会構成員の皆さんのが精力的な御審議の結果、1回目の部会でひとつおりの審議を終えることができました。

それでは、順に説明します。

まず、項目1の「調査対象世帯数の変更」については、1世帯当たりの世帯員数が継続的に減少している状況で、従前と同様のサンプルサイズ、つまり、同様の世帯員数の情報を確保するため世帯数を増加させるものであり、変更内容自体はおおむね適当と整理しました。

ただし、「委員等からの主な意見」にありますとおり、「世帯数を増やすことで経費が増加するため、費用対効果を含めた事後検証をしてほしい」という意見があったほか、「少子高齢化の進展により、同程度の数の回答が得られたとしても、年齢構成に変化が生じるなど、結果への影響があるのではないか」といった意見が示されました。

答申案の作成にあっては、今後も1世帯当たりの世帯員数の減少が継続することに伴い、調査対象世帯数の増加が見込まれる状況にあって、調査対象世帯数の考え方について将来的な課題を付す予定であります。

続いて、項目2の「調査期間、調査方法等の変更」については、大きく3点あります。

まず、オンライン回答の期間を3日間から6日間に延長し、少なくとも土曜日または日曜日が1日は含まれるようにするというものです。

これにつきましては、前回調査の際に得られた期間延長の要望を踏まえた変更ではあります、一方で、本調査は、あらかじめ指定された2日間における生活時間の使い方を詳細に答えてもらうという特殊な調査になります。そのため、その指定日から離れるほど、いわゆる「思い出し記入」が増え、回答の正確性が低下する懸念も大きくなります。ですので、調査期間の延長については、他の調査よりも配慮が必要と考えられます。

今回の変更では、これら相反する事情を考慮して、延長期間を土日が含まれるまでの期間にとどめられており、おおむね適当と整理しました。

ただし、今回の期間延長が適切なものであったかどうかは事後に検証が必要であり、次回調査の計画立案に当たっては、その検証結果を踏まえて対応することが必要と考えられることから、答申案作成の際には、今後の課題として指摘する予定です。

続きまして、②については、オンライン回答のうち、スマートフォンから回答する場合

の入力画面について、プルダウン方式からタップ方式へと変更するというものです。

これについては、前回調査の際に寄せられた要望を踏まえたものでして、紙の調査票に近い画面設定により入力方法を簡易化しようとするものであり、それによりオンライン回答の促進も図ろうというものであることから、適当と整理しました。

なお、オンライン回答の途中でうっかり「戻る」ボタンを押してしまうと回答がクリアされてしまうとのことでしたので、部会では、「記入要領でオンライン回答を途中でやめないように注記するなどの対策が必要」という意見が出されました。

次の③については、具体的には2点あります。

調査全体としての回収率の低下を抑制するため、調査員による回収期間を6日間から9日間に延長して、調査員による回収機会を拡大させるとともに、期間の最終日になっても回収が見込めない世帯に対しては、郵送回答の案内をするというものです。

このうち、回収期間の延長については、回収率の向上に資することであること、郵送回答を可能とすることについては、審査・集計上の懸念はありつつも、他の方法で回答が得られないケースにおける回収可能性を考慮したものであることから、適当と整理しました。

部会においては、回収が見込めない世帯に対して郵送回答の案内をすること自体は賛同しつつも、「郵送回答の集計除外率が比較的高いことを考えると、集計除外率が低いオンライン回答を推奨することが本来優先されるべきこと」といった意見が出されました。

以上が、調査期間や調査方法の変更についてでしたが、続いて、項目3の「調査事項の変更」になります。

こちらは2点あります。

まず、①については、「スポーツ観戦」に係る行動日数を把握する設問についての変更です。これまで球場や競技場に出向いて直接観戦する場合のみを把握していましたが、直接観戦以外の手段が普及するなど、視聴方法が多様化していることを受け、直接観戦以外の方法による行動日数を広く把握するため、調査事項を追加しようとするものです。

これにつきましては、報告者が回答する際の紛れの発生について意見もありましたが、結論としては、スポーツの観戦方法の多様化を踏まえ、その実態をより広く把握しようとするものであることから、適当と整理しました。

次の②については、その他の調査事項の変更で、誤回答を防止するための回答番号の変更と調査員による聞き取り項目としていた世帯員数などの自計化の2つです。

これにつきましては、前者については、前回の調査結果を踏まえ、誤記入を防止するものであること、後者については、報告者に過度の負担増が生じるものでない一方で、プライバシー意識の高まり等により調査世帯から聞き取ることが困難になっていることを踏まえ、調査員の負担の軽減を図りつつ、調査の円滑化にも資するものであることから、適当と整理しました。

続いて、最後の項目4の「集計事項の変更」ですが、こちらも2点あります。

まず、①ですが、こちらは国際比較可能性を向上させる目的で導入された調査票Bについての対応となります。本調査については、以前からEUの生活時間調査ガイドラインに基づく集計がなされていますが、国連が2022年に生活行動の分類についての新たな国際基

準であるMHIを策定したことを受け、それに対応した集計表を参考表として公表するというものです。

これにつきましては、国際比較可能性の向上に資する対応であり、今回は参考集計とされていますが、将来的な集計の位置付けについては調査結果を踏まえて検討されることから、適当と整理しました。

最後に、②ですが、こちらについても、幅広い情報の提供及び国際比較可能性の向上のため集計事項を充実させるもので、適当と整理しました。

以上が、1回目の部会の審議状況でした。

このように、1回目の部会でひととおり審議を行い、次回の部会で追加説明が求められた事項もなく、変更内容について特段の異論も示されませんでした。ですので、実質的な審議は終了したと考えております。そこで、次回の部会は書面開催として、答申案について確認をいただく予定であります。

私からの説明は以上です。

○津谷委員長 佐藤部会長、ありがとうございました。

それでは、ただ今の御報告につきまして、何か御質問や御意見ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○津谷委員長 それでは、私からコメントしたいと思います。

第1回の部会において、構成員の皆様の精力的な御尽力により、ひととおりの審議を終え、いずれの審議項目についても適当又はおおむね適当との整理をされたとのことでした。

ただ、1世帯当たりの世帯員数が減少することに伴い、調査対象世帯数を増やしていくという対応についての将来的な取扱い、そして、オンライン回答期間の延長の効果の検証などについて、答申案の取りまとめの際に将来的な課題として示すことが予定されているということでした。

次回の部会は書面による開催とし、審議を踏まえた答申案の検討をされることです。佐藤部会長をはじめ、人口・社会統計部会に所属の委員の皆様、引き続き御審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐藤委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○津谷委員長 では、次も部会の審議状況についてです。

国民経済計算体系的整備部会での審議状況について、福田部会長から御報告をお願いいたします。

○福田委員 それでは、御報告させていただきます。

今回は、10月9日に行われました第43回及び11月10日に行われました第44回の部会の審議状況を2つ御報告させていただきたいと思います。

10月の部会は旧メンバーで行われたわけですが、9月の第42回部会に引き続き、2020年基準における住宅賃料及び持家の帰属家賃の推計の改善案について審議をいたしました。

本件の経緯については、資料2-1の1ページ目を御覧ください。

議論の背景としては、かつては日本の住宅賃料は非常に安定して、あまり上がっていなかったのですが、足元かなり急速に上がってきています、それをどういうふうに捉えるかと

いうことがなかなか大きな課題となっているというございました。

そうした中で、第221回統計委員会において御報告しましたとおり、9月の部会では、ベンチマーク以降、すなわち2023年10-12月期以降の家賃単価の延長推計に関してです。2023年というのは基準となる住宅・土地統計調査があった年ですが、その延長推計をどうするかということで、内閣府から3つの案として、①従来方式、②消費者物価指数方式、③新方式が提示されまして、特に、①従来方式と③新方式について様々な御意見があつたところです。その際、次の部会で従来方式を改善した案を提示していただけないかという議論が出ましたので、10月の部会では改めて議論をすることとなりました。

3ページ目を御覧ください。

こうした経緯を踏まえまして、10月の部会、すなわち第43回の部会では、内閣府から新たな④として、従来方式のトレンドを住宅・土地統計調査の直近2期間分とした新方式Bが提示されたところです。

4ページ目では、トレンドの考え方方が整理されています。

トレンドは、ベンチマーク間の住宅・土地統計調査の変化率と消費者物価指数の変化率の差分から算出し、消費者物価指数の動向だけでは捉えられない新規家賃の変化や経済社会の構造変化を反映する項目として整理していること、また、ベンチマークの取り込みによる改定を抑えることを意図している旨の説明がありました。

今回提示された④新方式Bは、住宅・土地統計調査における家賃の変化率自体が、過去の同調査や消費者物価指数の変化率と比べてかなり異なっている局面において、慎重を期すという観点から、住宅・土地調査の下降及び上昇の動きを捉えた2期間分で延長推計をするというものです。

5ページ目には、延長推計方法の試算結果が比較検討されています。

①従来方式と③新方式Aは同程度の結果、②消費者物価方式は横ばい、④新方式Bはその中間に位置する結果とのことです。

また、6ページ目以降では、9月部会での御意見に関する各種データについての補足説明もあったところです。

こうした御説明を踏まえて議論したところ、委員からは、今回御提案いただいた④新方式Bを支持する意見が多数を占めましたので、当面の対応方法としては、新方式B、すなわち、消費者物価指数と住宅・土地統計調査の変化のちょうど中間をとるような動き、そういうものを採用して様子を見ましょうということになった次第です。

ただし、2029年になると、住宅・土地統計調査の新しいデータが公表されることになります。このため、複数の委員からは、次回の住宅・土地統計調査が公表された時点で、延長推計方法について改めて検討すべきではないかという御意見も出されたところあります。また、それとは別に、不動産価格指数を利用した③新方式Aについても、今後のデータの蓄積を待ちつつ、推計方法のさらなる改善について引き続き検討してほしいという御意見が複数の委員から出されました。

以上が、10月の部会の御報告となります。基本的には当面の延長推計、帰属家賃を含めた住宅賃料に関しては当面の推計方法に関する議論としてまとめていただいた、それを実

際に推計に用いることになったということです。

それから、11月の第44回部会については、これは新しいメンバーで始まったわけですが、資料2-2に基づいて御報告させていただきたいと思います。

第44回部会では、新しいメンバーになったこともありますので、部会長代理の指名をまずは行いました。

それに引き続きまして、国民経済計算体系的整備部会におけるタスクフォースの運営方針について、それから、「2020年産業連関表～SUT体系移行等による見直し～」の3つの議事について取り扱いました。

まず1つ目の部会長代理の指名についてですが、部会において、私から菅委員に部会長代理をお願いいたしまして、お引受けいただいたところです。

それから、2つ目の国民経済計算体系的整備部会におけるタスクフォースの運営についてですが、部会にこれまで設置されていましたQEタスクフォースに関して、本期はQEタスクフォースを設置せず、QEに関する事項は、これまで部会で直接審議していたこともありますので、本期はこのタスクフォースを設置しないで、QEに関する事項は直接部会で審議することを御提案し、お認めいただいたところです。

11月の部会の大きな議題としては、3番目の「2020年産業連関表～SUT体系移行等による見直し～」についてということになるかと思います。

本件の経緯ですが、7月の第41回部会において、本年度末に実施予定の国民経済計算における2020年基準改定の取扱いについて、内閣府から構造統計の反映によるベンチマーク変更等についての御説明があったところです。その際、2020年産業連関表の取り込みをめぐっては、改定の要因・背景について委員からの御質問も多く、部会としては、基礎統計の所管省庁とも連携しつつ、できる範囲で対外的に説明していくよう、公表時に向けて準備していただきたいということを取りまとめていたところです。

御案内の方も多いと思いますが、2020年産業連関表を基にした結果として、2020年基準改定ではGDP自体の値のかなりの上振れが見込まれるということがありましたので、やはり説明責任は大事だらうということで議論が展開されたということです。

今回の部会ではそうした経緯を踏まえまして、2020年産業連関表について、産業連関表作成府省の取りまとめである総務省から御説明があった次第です。

1ページ目で、本件に関連する統計改革の概要が説明されました。2017年の統計改革推進会議の最終取りまとめで求められている内容として、SUT体系の移行や基礎統計の拡充・改善、分類の整備などがあるということです。

続いて、2ページ目ですが、ここでは、基礎統計等の見直しや、それを踏まえた見直しの内容などが整備されています。まず、基礎統計等の見直しですが、サービス分野での生産物分類が整備されたことで、調査項目の見直しによって経済センサス・活動調査での副次的生産物の把握が拡充されたことや調査名簿への経済センサス・基礎調査の結果反映により法人の把握が向上したとの御説明がありました。また、サービス産業・非営利団体等調査については、対象企業数の拡大や業種固有の費用項目を特定した複数調査票の導入により、回収率・精度が向上したということです。

これらを踏まえた見直しの内容として、4点御紹介がありました。

1点目は、供給・使用法、新推計方法という部分で、活動調査の利用により副次的活動部分の把握が拡充したほか、SUT推計に即したサービス産業・非営利団体等調査の見直しを受けて、付加価値部分がよりしっかりと推計できるようになったということです。

2点目、3点目としては、基礎統計の把握拡充や推計への適用見直しによる影響が相対的に大きい部門、業種についての御紹介がありました。

また、建設・不動産部門に関しては、発注者側の決算書等による推計から建設工事施工統計の利用拡大や経済センサス・活動調査への変更等により把握の拡充が見られたとのことです。

また、ソフトウェア業では、経済センサス・活動調査による副次的生産物の把握拡充のほか、過去、他統計を用いて行っていた減額補正に関し、今回の活動調査の結果等を踏まえ廃止するといった推計見直し等の影響についての御説明もありました。

さらに、見直し4点目として、SNAと整合な形での概念変更についての御紹介があつたところです。

このほか、資料の3ページ目以降では、これらの見直しの内容について、補足資料に基づき、その間の経済的背景や影響の試算値のまとめによる御説明があつたところです。

こうした総務省からの説明を受けまして、委員からは、副次的生産物の把握の拡充やこの間の統計改革の成果について評価する御意見がたくさんありました。より正確に実態を捉えているというポジティブな評価だったと思います。

ただし、それによってGDPは増えてしまうという問題もありますので、説明責任はより丁寧にする必要もあるということは併せて御意見が出たと思います。

また、2020年というのは、ある意味で特殊な年でもあって、皆様御存じのコロナ禍であったわけですので、やはり次回の2025年産業連関表に向けて、さらなる拡充を期待する声や今回の2020年作成による気づきを整理して次回につなげてほしい、そして、2025年で最終的にきっちとした推計を完結させてほしいという御意見があつたところです。

いずれにしましても、今回の2020年の基準改定によるGDPは幅広いユーザーがありますので、幅広いユーザーに向けた分かりやすい説明を心がけながら、引き続き公表に向けて関係府省庁で連携していただくことが必要だという御意見で部会としては整理したところです。

また、先ほど申し上げましたように、SUT体系の移行というのは2025年の基準改定で完了することになります。また、2020年はコロナ禍の、もしかしたら特殊な事情というものを反映している可能性もありますので、今回の部会での御意見を踏まえつつ、2025年の産業連関表の作成に向けて、引き続き関係部局には取り組んでいただくことをお願いし、取りまとめを行ったところです。

私からの報告は以上です。

○津谷委員長 福田部会長、ありがとうございました。

それでは、ただ今の御報告について、何か御質問や御意見はございませんでしょうか。。

長谷川委員、お願いいいたします。

○長谷川委員 長谷川です。

今、福田部会長から御説明ありました内容のうち、帰属家賃について少しコメントと申しますか、御説明の方針について全く異存はございません。非常に工夫されたなと思っております。

その上で、実は、従来方式、現行方式のベンチマークの推計とか延長推計方法を採用したのが、20年前、私が担当課長をやっておりまして、今回の改定の大きさというのは少し驚いていまして、今まで数千億円レベルの改定はありましたが、これほど大きいというのはなかったもので、いろいろな課題をこれから検証していただくことになろうかなと思います。

申し開きと言つてはなんですが、リビジョン・スタディの検証に当たつて、コメントと申しますか、現行の方式はいわゆる等価家賃法とか、あるいは細分化法と言われています、持家と賃貸住宅のマッチング、それをベースにして推計しております。採用したときも結構言われましたが、マッチングの問題というのは非常に難しくて、現在は、結局、属性については都道府県別、構造別、建築時期別の3次元のセルを、要は持家と賃貸住宅でマッチングさせるという発想で推計を行つてゐるわけです。当時も、属性と申しますか、セルにおける属性、あるいは物理的特性というのが結構違つており、特に木造ですと、持家はどうしても広く、こだわりの部分が多くて、玄関や床の間など、そういう作り込み的なところが結構多く、かなり賃貸とのミスマッチがあつたように思います。

ですので、注意をしたのは、賃貸のサンプルが少ないところをそのまま当ててしまつと、それが増幅した形になつてしまつたので、やはりセルの中のサンプル数の十分な確保といいますか、そういうものを当時注意したことがあつて、現行の3次元のセルの分割になつています。

今後検証する際、いろいろな理由があるかと思いますが、調査方法も変わつてゐるということですし、マッチングのところがきちんとうまくできているのか、あるいはバランス、代表性があるのかという観点で見てもいいのではないかと思いました。

それから、延長方法のところですが、延長方法もなかなか難しくて、CPIのいろいろなサンプルや、あるいは経年減価の問題などもあると思います。1つ参照する指標として、実はGDP統計の中であまり目立たないと申しますか、非常に地味な参考系列で、資本サービス価格というのがあつて、これはいわゆるユーザーコスト、資本のレンタルプライスコストですが、それで計算したものがあります。それが結局、住宅の部分はやつてはいるので、それは恐らくは賃貸の住宅に対応するものだと思いますが、その動きを少し見てもいいのかと思います。

もちろん家賃というのは、どうしても粘着性があつたり、それから、ラグがあつたりするものですから、もちろんレンタルプライスとちょうど連動するとは思いませんが、そういう動きも参考にしてみるとどうかと思いました。一番いいのは、まだ推計されてない持家のところが、資本サービス価格が推計されるのも望ましいかと思いますが、今後の検証に当たつては、その辺りも参考すべき指標といいますか、見ながらやっていなければと思いました。

以上です。

○福田委員 貴重な御意見ありがとうございました。もともと推計方法にはいろいろな課題がもしかしたらあったのかもしれません、御案内のとおり、日本の場合にはデフレがずっと続いていまして、基本的には、家賃なども含めて物の値段が上がらないということで、その時代はどの指標を作っても似たような動きをしていましたから、問題が基本的には顕在化しにくかったという問題はあったのだとは思います。ただ、足元は、御案内のとおり、物価が急に上がり始めてきた、かつ、非常にアンバランスな形で上がり始めているものですから、これまで潜在的にあった課題がいろいろな形で浮き上がっているということではないかと個人的にも感じています。

そうした中でどういう形で対応するかというの非常に難しい問題ですので、引き続き関係部局と内閣府を中心にご検討いただければと思います。その際、先ほどの長谷川委員の御意見等も踏まえて御検討いただくのがいいのではないかと私も思いますが、内閣府の方で何か今の御意見に関してはありますか。

○松多内閣府経済社会総合研究所次長 内閣府です。長谷川委員のコメント、また、福田委員から部会のまとめをしていただきましてありがとうございます。

これまでのやり方をどう見ていくかということ、それから、内閣府の方から部会でお示した不動産価格も考える新たなやり方など、いろいろ取り上げるべき点はあると思いますので、次回の統計が出た段階、その前にもいろいろ検証してみたいと思っております。

○津谷委員長 ありがとうございました。

白塚委員からもお手が挙がっております。白塚委員、お願いいたします。

○白塚委員 ありがとうございます。今の長谷川委員のお話も福田委員のお話もそのとおりだと思いますが、基本的な問題として、デフレーターとして使うべきはずの住宅のCPIの精度が非常に低いということがそもそも問題なので、GDP統計だけの問題じゃなくて、それにまつわるいろいろな基礎統計の課題というものをきちんと認識して、GDPだけじゃなくて、そこも含めてきちんと考えていくことが大事だと思います。

長谷川委員が今おっしゃったことは、CPIの帰属家賃を作る上でも全く共通した課題があって、そこについてはもう30年ぐらい全く改善されずにそのまま来ているわけですから、これについても、これはGDP統計だけの問題じゃないということを認識して、統計精度の改善に向けて努力していくことが大事だと私は考えています。

以上です。

○津谷委員長 白塚委員のただ今の御意見に対して、何かコメントはありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○福田委員 これは統計委員会全体に対する要望という感じもいたしますので、津谷委員長を中心に、更に検討いただく課題ではないかと思います。

○津谷委員長 ありがとうございました。

そのほか御意見、御質問はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。

まず、10月に開催された第43回部会では、2020年基準における住宅賃貸料及び持家の帰

属性賃の推計方法の改善案について、前回に引き続いで審議が行われたということでした。その結果、当面、内閣府から新たに示された住宅・土地統計調査の直近2期間分の10年のトレンドを用いる新方式で延長推計を行っていくことに一応決定をされたということでした。ただ、これについては長谷川委員から御意見があり、福田部会長から部会審議の取りまとめをいただいたわけですが、引き続き部会で御検討をいただくということです。

相当な期間、内閣府により集中的な検討が行われ、それについて部会で精力的に御審議をいただいたことについて敬意と謝意を表したいと思います。そして、不動産価格指数を用いた推計方法についても、今後も検討を続けていくということですので、引き続き前向きな取組が行われることに期待したいと思います。

また、白塚委員から、GDPについてだけでなく、CPI統計の質についても、広く注意を払って検討していくべきであるという御意見をいただきました。統計委員会としても留意していきたいと思います。

さらに、11月に開催された第44回部会では、引き続き、2020年基準改定に関連して、2020年産業連関表についての説明が総務省より行われたということでした。産業連関表のSUT体系への移行に関して、基礎統計の拡充・改善や分類整備などを含め、重要な取組が着実に進められてきたことは統計改革の成果の一つであり、この点について高く評価したいと思います。本年末の基準改定やSUT体系への完全移行となる次回の2025年基準改定に向けて、さらなる精度向上と分かりやすい説明を目指して、引き続き各府省庁での連携を進めていただこう、よろしくお願ひいたします。

福田部会長をはじめ、国民経済計算体系的整備部会に所属されている委員の皆様、部会での御審議ありがとうございました。

○福田委員 ありがとうございました。

○津谷委員長 ありがとうございました。

それでは、最後の議事に移りたいと思います。

昨年10月に開催された第210回統計委員会において、国土交通省から国土交通省統計改革プランを踏まえた実施状況について御報告をいただきました。今般、その後の取組状況を取りまとめるとともに、本年10月に第Ⅱ期統計改革プランを策定されたということで、その概要について、国土交通省から御報告をお願いいたします。

○長嶺国土交通省総合政策局・統計政策特別研究官 国土交通省の長嶺です。お時間割いてくださいましてありがとうございます。

先ほど委員長が御説明されましたとおり、本日は2つの内容を説明したいと思います。資料は資料3-1と資料3-2がありまして、資料3-1を中心に説明します。

資料3-1の2ページ目を御覧ください。目次を書いてあります、1番が令和4年8月に策定した統計改革プランのフォローアップの内容です。今回で統計委員会に報告するのは3回目です。それから、2番に第Ⅱ期統計改革プランとあります、この概要を簡単に説明したいと思います。

皆さんは御存じだと思いますが、建設工事受注動態統計調査の事案が令和3年12月に発覚しまして、その後、国土交通省と総務省のそれぞれにおいて有識者会議が設置されて事

案発生の原因等が議論されました。国土交通省では、検証委員会の検証結果を踏まえて省内にタスクフォースという委員会を設置して対処策を検討してまいりまして、それが令和4年8月に策定されております国土交通省統計改革プランです。今回の報告内容はそのフォローアップということです。

次に4ページ目を御覧ください。下の方に枠が3つあります。これらが統計改革プランの主な柱立てです。左側の1番が組織体制の改革、それから2番の真ん中が統計自体の改革、それから3番目の右側に公文書管理の改善に向けた対策を記載しております。統計改革プランに34項目の具体的な対策を書いており、達成したものもあれば途中のもの、それから未達のものと大きく3つほど分かれています。それは資料3-2の参考資料の31ページ以降に概要を書いてありますので、後ほど御覧になっていただけだと思います。それらの中には中長期的に関わる難しい課題も掲げてあり、そこは引き続き対応してまいりたいと思っているところです。

資料3-1の4ページ目には、薄い赤色の枠において、人材育成の充実、それから、その下の統計プロセスの合理化、それから真ん中のところに改善し続ける統計の転換、続きまして下の方にDXの推進とあります。省横断的にこれらの4つの項目に重点的に取り組んでおります。

その状況を5ページ目に簡単に概説しています。5ページ目の左上のところですが、人材育成の充実ということで、統計法の趣旨等を統計に初めて携わる担当者向けに講習会等を開催しております。具体的な内容は8ページ目に書いており、統計の新任担当者用の講習会のほか、統計業務の効率化の観点から統計業務に役立つエクセルの使い方などを講習しております。それから、他省との意見交換を実施しており、日本銀行や農林水産省、厚生労働省、経済産業省と意見交換を行い、お互いに課題を共有し、どのような対策があるか議論して、国土交通省でも採用すべき内容については随時取り入れている状況です。

それから、5ページ目に戻りまして、左下の統計プロセスの合理化ですが、定型業務はなるべく外注化して本省の業務を減らすという観点から取り組んでおります。あとは、統計ニーズが低下したものについては、統計調査を2本ほどこれまでに廃止したりしております。その内容につきましては、9ページ目に移っていただきたいのですが、事業者の回答者負担がやはり最近課題ではないかと思っております。また、本省の統計作成業務を効率化しなければいけないという大きな課題が2つあると理解しております。その一環として、例えば月次統計で2回ほど速報と確報を出している場合、結果表があまり変わらない場合には、確報の2回目の月報を廃止する方向で考えております。ただし、慎重に対応しようと思っており、データの精査や統計調査そのものの品質が下がらないような観点から整理する必要があると思っています。そういう方向で個々の統計調査を見直している最中です。

それから、また5ページ目に戻って恐縮ですが、右上の改善し続ける統計ということで業務マニュアルの改善とあり、これも3年ほど前から取り組んできており、10ページ目を御覧ください。

令和5年10月時点で、66統計をざっくり4段階に評価しております。レベル1から4ま

で分けておりまして、レベル1と2というのは、まだ及第点を付けがたい内容ということです。特にレベル1は、引継ぎメモ程度のものがあつたりしまして、さすがにこれは2年ごとに人事異動があるのに安定的な統計を作成するには課題があるだろうということで、まず一番下のレベル1のところから改善してまいりました。翌年には解消しております。今年の8月時点でレベル2も解消しております。段階的に取り組んできているところであります、来年の夏に向けて、レベル3と4の内容も、引き続き質の点から改善していくように、今、取り組んでいるところです。

それから、5ページ目のDXのところですが、国土交通省はオンラインによる回答の選択肢を用意しておりますが、オンラインによる回答率が低いという状況は分かっております。その状況は11ページ目の右側のグラフに示しております、徐々に上がってきています。ただし、平均が6割ぐらいということで、そのうち特に世帯系のオンライン回答率が3割程度と非常に低いので、ここは底上げしていく必要があると思っております。法人系のオンライン回答率は7割程度ですが、第IV期公的統計基本計画の目標にはまだ届いてない状況です。

以上が第I期の統計改革プランに基づいた省内横断的に取り組んだできた内容の概要です。

それから、建設工事受注動態統計調査につきましても説明いたします。

13ページ目を御覧ください。令和4年8月までに遡及改定を行っております。その関連ですが、担当職員を増員するほか、定型業務の外注発注の拡大、オンライン化の推進、それから業務マニュアルの改善等に取り組んできました。

他方、令和6年5月に誤報告案件がありまして、誤報告によってGDPの四半期報にある程度の影響があった案件がありました。そういう事案を踏まえまして、昨年の12月に国土交通省に設置しております統計品質改善会議において様々御議論いただいて、同年末に中間報告を公表しております。その中で、誤報告対策を回答段階で未然に防ぐのが最も有効だという御指摘をいただきまして、それを踏まえまして、建設工事受注動態統計調査専用のシステムを作りまして、今年の4月分の回答からは本格的に稼働しております。具体的には、回答段階で前年同月に比べて明らかに大きなぶれがある場合にはエラーを表示し、その後、疑義照会を行うなど、なるべく誤回答を減らすような取組を進めております。

このように、受注動態統計調査については当面の対策をおおむね対処してきているところです。ただし、先ほど説明しました中間整理の中では、誤報告になったことによって四半期速報に影響を与えることは標本設計そのものが時代に合っていないのではないかという御指摘もありましたので、標本設計の在り方も含めまして、現在、必要な見直し議論を行っているところです。

以上がI期プランの関係の概要です。

それから、資料3-1の15ページをご覧ください。統計改革プランにつきましては、冒頭申し上げましたとおり、達成した部分でありますとか未達の部分、それから進行中のものがありますが、フォローアップの中でもまとめられましたのは、統計事案を決して風化させてはいけないということと、風通しのよい組織風土作りが今後の根幹的な課題である

ことを我々省の幹部の者も共有していまして、それを今後も第Ⅱ期プランにおいても継続し、それらが重要なものであるとして位置づけております。

それから、デジタル化や既存情報の活用、人材育成という観点も重要であるという議論がありまして、それらを15ページにまとめてあります。

そのページの地の色がベージュの部分のうち、紫色の枠で括ってある部分が6つほどあります、一番上のところは継続的に取り組むべき根幹的事項ということで、先ほど説明しました風化防止の取組と風通しのよい組織風土作りを位置付けております。これについては、事案があってもすぐに対処しなかった、上司にも速やかに報告しなかったという反省を踏まえたものです。

次に、その下の方に数字を振っております1から5につきましては、各論的な内容です。1番目が統計DXの推進です。統計プロセスを見てみると、回答段階ではe-Surveyを使っておりますが、途中でPDFファイルにより審査を行っているという例もあります。そう多くはありませんが、やはり回答段階から統計表の公表までの過程を一貫してデジタル化し、その方向で今後取り組んでいきたいと思っております。

次に生成AIを活用し、人手による作業部分を効率化することを考えております。例えば、疑義照会の際の効果的な聞き方をAIによって提案してもらい、その提案のうち、最も相応しいものを選び、その上で適宜修正して速やかに質問するなど、AIを活用して人手による作業部分を効率化できないかを検討します。また、そうではない部分は一連のデジタル化を進めて効率化したいと思っております。

それから、2番目の既存情報の活用ですが、これもやはり回答者と統計作成者両方にとつて効率化する観点から進めるべきと思っておりまして、国土交通省の場合、個別法に基づく届出情報とか民間事業者の各種情報とかが一定程度あり、そういう情報をなるべく活用して調査票のプレプリントに使うことや、場合によっては調査項目を軽減するとか、そういう方向で既存データを有効に活用していく方向で、今後、個々の統計調査の内容を検討していきたいと思っております。

それから、右側の3番目のところですが、1番のDXや2番の既存データの活用を進めるに当たっては、統計人材の育成ということで、やはり統計の知識はもちろんですが、統計だけではなくて、それに関連する知識も必要なので、そういう内容を国土交通省独自の研修プログラムを作りながら、それを実施しながら底上げしていきたいと思っております。

それから、4番目と5番目につきましては、先ほど紹介した内容とほぼ同一ですが、4番につきましては、3年後までを目途に、全体で7割ぐらいのオンライン回答率を目指したいと考えており、特に世帯系を底上げしていきたいと思っております。それから、5番目の業務マニュアルの改善につきましては、一定程度の記載内容になっておりますが、質の面でありますと、例えば受託者の業務管理をどうするかとか、そういう質の面から充実を図って、来年の夏ぐらいを目途に一定の成果を上げたいと思っているところです。

以上です。

○津谷委員長 ありがとうございました。

それでは、ただ今の御報告につきまして、何か御質問や御意見はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

大変詳細かつ具体的な資料も御提出いただいております。

特に御意見はないようですので、それでは、私からコメントしたいと思います。

国土交通省統計改革プランの策定からほぼ3年が経過したということで、これまでの様々な取組について、具体的な御報告をいただきました。これから第Ⅱ期統計改革プランが実施されるわけですが、第Ⅰ期は令和4年8月に策定され、今度は第Ⅱ期ということで、その統計改革プランにおいて、統計DXの推進や既存情報の活用の検討、そして統計人材の育成などについて、更に積極的に取組を進めていくという御報告でした。国土交通省の今までの取組を高く評価するとともに、今後もこの方向で御尽力をいただきたいと思います。

今後、国土交通省全体で統計の品質改善をさらに推進していただくことは、この委員会としても期待しているところですが、適宜、その成果についての情報を統計委員会で御提供いただくようお願いいたします。特に好事例、そして課題についても府省間での共有を図ることにより、政府全体として、よりよい公的統計の作成と提供につながっていくことを期待したいと思います。御報告ありがとうございました。

○長嶺国土交通省総合政策局・統計政策特別研究官 ありがとうございました。

○津谷委員長 本日用意した議題は以上です。

本日の議事録は、各委員に御確認いただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づき、議事録は委員会に報告するものとされているため、ホームページに公開するという形に代えさせていただきたいと思います。

それでは、次回の委員会の日程について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○谷本総務省統計委員会担当室長 御審議ありがとうございました。

次回の委員会についてはまだ調整中ですので、日時・場所につきましては、別途御連絡をいたします。

事務局からは以上です。

○津谷委員長 それでは、以上をもちまして第223回統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。